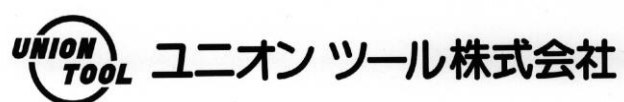


定 款



最終改訂日 2022年 9 月 1 日

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、ユニオンツール株式会社と称し、英文では UNION TOOL CO. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 切削工具（含む医療器具）およびその応用製品の製造ならびに販売
- (2) 工作機械およびその応用製品の製造ならびに販売
- (3) 直線運動軸受およびその応用製品の製造ならびに販売
- (4) 測定機器の製造ならびに販売
- (5) スポーツ用具の製造ならびに販売
- (6) 医療用機械器具の製造ならびに販売
- (7) 前各号に掲げるものの輸出入事業
- (8) 光学機械器具、電気照明器具、家庭用電化製品、ガス器具、衣料品、食料品の輸出入事業
- (9) 保育園等の保育施設の運営等
- (10) 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都品川区に置く。

(機関)

第4条 当社は次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、43,200,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議をもって、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利の制限)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の売渡請求)

第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当社に対して請求することができる。ただし、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。

(株式取扱規則)

第12条 当社の株式に関する手続きおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年12月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで书面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(総会の決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに当会社に代理権を証する書面を提出しなければならない。

(総会の議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第20条 当会社の取締役は、8名以内とする。

(取締役の選任)

第21条 当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は累積投票によらない。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役)

第23条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役を若干名選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

- 2 前項の招集は、各取締役および各監査役に対し、会日より4日前までに、その通知を発するものとする。ただし、緊急に必要なときはこの限りではない。

(取締役会の議長)

第25条 取締役会の議長は、取締役社長がこれにあたる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の決議の方法)

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名する。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によってこれを定める。

(取締役の責任免除)

第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1千万円以上であらかじめ定めた金額または、法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第32条 当社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第33条 当社の監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任監査役の任期の満了すべき時までとする。

(常勤監査役)

第35条 常勤監査役は、監査役会の決議により選定する。

(監査役会の招集)

第36条 監査役会の招集は、各監査役に対し、会日より4日前までに、その通知を発するものとする。ただし、緊急に必要なときはこの限りではない。

(監査役会の決議の方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって決議する。

(監査役会規則)

第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役会の議事録)

第39条 監査役会の議事は、その経過の要領およびその結果ならびに結果を議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名する。

(監査役の報酬等)

第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。

(監査役の責任免除)

第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1千万円以上であらかじめ定めた金額または、法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章 計算

(事業年度)

第42条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第43条 当会社は、株主総会の決議によって毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当を支払う。

(中間配当)

第44条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第45条 配当財産等が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払の義務を免かれる。

- 2 前項による未払の剰余金の配当には利息をつけない。